

共栄大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 共栄大学（以下「本学」という。）は、学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と実践的能力の養成ならびに豊かな人間性を涵養し、もって有能な社会人を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。
- 3 本学は、教授法や授業運営等の改善及び教育活動の向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を行う。
- 4 前項の活動の実施体制並びに方法に関する事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部・学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学部及び学科を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
国際経営学部	国際経営学科	200	800

(図書館)

第4条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内教育研究施設)

第5条 本学に学内教育研究施設として、埼玉地域協力研究センター、国際交流センター、語学センター及び情報教育センター等を置くことができる。

- 2 学内教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第6条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を

置く。

第7条 本学に客員教員及び特任教員を置くことができる。

2 客員教員及び特任教員に関する事項は、別に定める。

(副学長)

第8条 本学に副学長を置くことができる。

(学部長)

第9条 学部に学部長を置く。

2 学部長は、学長又は副学長が兼ねることができる。

(事務局)

第10条 本学に事務局を置く。

第4節 運営組織

(協議会)

第11条 本学の運営について学外有識者の意見を聴くため、協議会を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学運営委員会)

第12条 全学的な課題についての企画立案や学内の意見調整をするため、学長、副学長、学部長、事務局長及び学長の指名する教職員を構成員とする大学運営委員会を置く。

2 大学運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び学部に所属する教授をもって構成する。ただし、必要がある場合にはその他の職員を加えることができる。

第14条 教授会は、学長の提案に基づきその学部に属する次の事項を審議する。

- 一 教育・研究の基本方針に関する事項
- 二 学則及び教育研究に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- 三 教員の人事に関する事項
- 四 教育課程及び履修方式に関する事項
- 五 試験、入退学、卒業等に関する事項
- 六 賞罰に関する事項
- 七 その他教育研究に関する重要な事項

第15条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第16条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を2学期に分けて次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 開学記念日 11月1日

四 夏期休業日 8月10日から 9月20日まで

五 冬期休業日 12月23日から翌年1月4日まで

六 春期休業日 3月20日から 3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 集中して行う授業、補講及び補習については、休業日において行うことができる。

第2章 学部則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第19条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第20条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者

で文部科学大臣の指定したもの

- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 七 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願手続き）

第23条 入学志願者は、所定の入学願書に第52条に規定する入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

（入学者の選考）

第24条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、身元保証書その他の本学所定の書類を提出するとともに、第52条に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

第3節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第26条 授業科目は、基礎資質開発科目、実務能力養成科目及び専門能力養成科目に区分する。

2 授業科目及び単位数等は、[別表](#)のとおりとする。

（1年間の授業期間）

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（単位の計算方法）

第28条 単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

三 前2号の規定にかかわらず、学長が定める特別な授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定める。

(履修制限)

第29条 学生が1年間に履修できる単位の上限は、42単位とする。ただし、別に定めるところにより特に許可された者はこの限りでない。

(単位の認定、学修の評価)

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆記、口述、論文等の方法によって行う。

2 授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおりとする。

80点以上	優
70点以上80点未満	良
60点以上70点未満	可
60点未満	不可

3 試験及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、他大学等における授業科目の履修を願い出た者については、教授会の議を経て、学長はその履修を許可することができる。

3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目については、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し、必要な事項は、別に定める。

(留 学)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前2条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により与えることのできる単位数は、第37条及び第38条に規定する編入学、転入学の場合を除き、第32条から第34条までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、編入学、及び退学等

(休学)

第35条 疾病その他やむを得ない事由により、引続き3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病その他やむを得ない事由により、修学することが適当でない認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は1年以内を原則とし、通算して4年を超えることはできない。

4 休学の期間は、第19条に規定する修学期間並びに第20条及び第41条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第36条 休学期間中であってもその事由が消滅したときは学長の許可を得て復学することができる。

(編入学)

第37条 本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、2年次又は3年次に編入学させることができる。

2 編入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

二 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

三 その他法令の規定により大学の3年次に編入学できる資格を有する者

3 編入学を許可された者の履修した授業科目及びその単位数の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(転入学等)

第38条 他の大学から本学へ転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 本学から他の大学に転学を希望する者は、あらかじめ学長に願い出て許可を得なければならない。

(退学及び再入学)

第39条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 一旦、退学した者が再入学しようとするときは、退学後2か年以内に限り選考の上、これを許可することがある。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第20条に定める在学年限を超えた者
- 二 第35条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第41条 学生は、卒業するためには第19条に規定する修学年数以上在学し、基礎資質開発科目、実務能力養成科目及び専門能力養成科目とを合わせて128単位以上修得しなければならない。

第42条 編入学又は転入学（以下「編入学等」という。）した学生に前条の規定を適用する場合の修学年数は、2年次に編入学等した場合は「3年」、3年次に編入学等した場合は「2年」とする。

(卒業)

第43条 卒業の認定は、第41条の要件を満たした者について、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位)

第44条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次のとおりとする。

国際経営学部 国際経営学科 学士（国際経営学）

第6節 賞罰

(表彰)

第45条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、表彰することができる。

(懲戒)

第46条 学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対しこれを行う。

- 一 性行不良で改善に見込みがないと認められる者
- 二 正当の理由がなくて出席常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7節 科目等履修生、外国人留学生等

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

第48条 科目等履修生として所定の授業科目を修め、試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生及び外国人特別聴講学生)

第50条 他大学等又は外国の大学等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては、当該他大学等又は当該外国の大学等との協議に基づき、学部の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学長は特別聴講学生又は外国人特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生及び外国人特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第51条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料等納付金

(納付金及び納期)

第52条 本学の入学検定料等の納付金及び納期は、次のとおりとする。

納付金の種類	金額 (円)	納 期
入学検定料	30,000	出 願 時
入 学 料	300,000	入 学 時
授 業 料	(年額) 750,000	年額の2分の1額を、当該学年次の各学期の開始時
施 設 費	(年額) 300,000	

(納付金の不還付)

第53条 すでに納めた入学検定料等の納付金は、原則として還付しない。ただし、募集要項等で別に定める期日までに、文書により入学辞退のあった者の入学検定料及び入学金を除く納付金については、この限りでない。

第54条 1学期を通じて休学する者に対しては、その学期に係る授業料及び施設費（以下「授業料等」という。）は徴収しない。ただし、学期の途中で復学した者は、その学期の授業料等を徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

第55条 納付金を滞納している者は、単位の認定試験を受けることができない。

(納付期限延期等)

第56条 やむを得ない理由のため授業料の納付が困難となった者については、納付期限を延期し、又は分納を許可することができる。

(授業料等の減免)

第57条 外国人留学生及び別に定める学生に対しては、第52条の規定にかかわらず、授業料等を減免することができる。

2 授業料等の減免に関して必要な事項は、別に定める。

第9節 奨学金制度

(奨学金)

第58条 人物、学業成績が優秀な学生又は経済的に修学が困難な事情が生じた学生に対しては、選考の上、別に定めるところにより奨学金を貸与若しくは給付することができる。

第10節 公開講座等

(公開講座等)

第59条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 社会人等が、授業科目の聴講を希望する場合は、あらかじめ定める授業科目に限り、教育に支障のない範囲で許可することができる。

3 公開講座等に関して必要な事項は、別に定める。

第11節 厚生保健施設

(医務室)

第60条 学生及び教職員の健康管理のため、本学に医務室を置く。

第3章 改正及び細則

第61条 本学則の改正は、教授会に諮りその議を経なければならない。

第62条 本学則の施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第3条の表中、学部学科に係る「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国際経営学部	国際経営学科	(人) 220	(人) 440	(人) 670

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成18年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第26条第2項別表については、平成18年度入学者から適用する。

2 平成19年度編入学生については、第26条第2項別表中の別に定める授業科目について適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成20年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。
- 3 第3条の表中、学部学科に係る「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までの収容定員は次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国際経営学部	国際経営学科	(人) 870	(人) 840	(人) 820